

# 職員給与と職員数など

問い合わせ 人事課（内線322）、  
政策推進課（内線514）

職員の給与や職員数などを、次のとおり公表します。  
※条例に基づき公表内容の全文は、市ウェブサイト（人事課のページ）でご覧いただけます。

## ■人件費の状況（平成30年度決算）

住民基本台帳人口 (平成31.3.31現在)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	実質収支	平成29年度の 人件費率(参考)
111,628人	40,249,698千円	7,485,051千円	18.6%	772,335千円	18.4%

※人件費には、特別職に支給される給料または報酬などを含みます。

## ■職員給与費の状況（平成30年度決算）

職員数 (A) (30.4.1現在)	給与費				1人当たりの 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末手当など	合計 (B)	
846人 (20人)	3,013,378千円	784,762千円	1,281,013千円	5,079,153千円	6,003千円

※職員手当には、退職手当を含みません。〔 〕内は、再任用短時間勤務職員数で職員数に含まれています。

## ■給料月額初任給の状況（平成31年4月1日現在）

一般行政職	大学卒	187,200円
	高校卒	153,000円

## ■平均給料月額・平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

一般行政職	平均給料月額	313,100円
	平均年齢	41歳8カ月

## ■経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区分	一般行政職	経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年	
		大学卒	277,200円	339,500円	370,100円
		高校卒	258,000円	302,200円	349,500円

## ■地域手当の状況（平成31年4月分）

支給率	支給対象職員数	1人当たり平均支給額
6%	919人	19,900円

## ■期末・勤勉手当の支給割合（平成31年4月1日現在）

区分	富田林市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.3カ月分 (0.725カ月分)	0.925カ月分 (0.45カ月分)	1.3カ月分 (0.725カ月分)	0.925カ月分 (0.45カ月分)
12月期	1.3カ月分 (0.725カ月分)	0.925カ月分 (0.45カ月分)	1.3カ月分 (0.725カ月分)	0.925カ月分 (0.45カ月分)
合計	2.6カ月分 (1.45カ月分)	1.85カ月分 (0.9カ月分)	2.6カ月分 (1.45カ月分)	1.85カ月分 (0.9カ月分)
職制上の段階、職務の 等級による加算措置	あり		あり	

※( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

## ■扶養・住居・通勤手当の月額（平成31年4月1日現在）

区分	富田林市	国
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して次の区分により支給（月額） ・配偶者 6,500円 ・扶養親族1人につき（子）10,000円（その他）6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	○扶養親族のある職員に対して次の区分により支給（月額） ・配偶者 6,500円 ・扶養親族1人につき（子）10,000円（その他）6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算
住居手当	○住居を賃借している職員に対して次の区分により支給 ・家賃が月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ・家賃が月額23,000円を超える場合（家賃-23,000円）×1/2+11,000円 ※支給限度額27,000円	○住居を賃借している職員に対して次の区分により支給 ・家賃が月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ・家賃が月額23,000円を超える場合（家賃-23,000円）×1/2+11,000円 ※支給限度額27,000円
通勤手当	○交通機関を利用して運賃などを負担している職員に対して支給 ・運賃など相当額が月額55,000円まで全額支給 ※通用期間6カ月の定期券の価格を基礎に手当額を算出 ○交通用具などを利用している職員に対して支給 2,000円～20,500円	○交通機関を利用して運賃などを負担している職員に対して支給 ・運賃など相当額が月額55,000円まで全額支給 ※通用期間6カ月の定期券の価格を基礎に手当額を算出 ○交通用具などを利用している職員に対して支給 2,000円～31,600円

## 給与の状況

職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づき、生計費、国や他の地方公共団体の職員、民間事業の従事者の給与などを参考にして定められています。  
また、給与の基本的な事項は、市議会の議決を経て、「一般職の職員の給与に関する条例」「職員の退職手当に関する条例」などで定められています。  
これらの条例に基づき支給される職員の給与の状況は、表のとおりです。

## ■特別職の給料などの状況（平成31年4月1日現在）

区分	月額など		区分	月額など	
	市長	909,000円		議長	700,000円
	副市長	756,000円		副議長	650,000円
給料	教育長	666,000円	議員	610,000円	
	区分		期末手当	勤勉手当	
	期末・勤勉手当	市長	6月期	2.175カ月分	-
副市長		12月期	2.175カ月分	-	
教育長		合計	4.35カ月分	-	
議長	6月期	2.175カ月分	-	-	
	副議長	12月期	2.175カ月分	-	
	議員	合計	4.35カ月分	-	

■部門別職員数および増減の状況（各年度4月1日現在）

区 分	職 員 数（単位：人）	平成30年度と平成31年度の比較						
		29年度	30年度	31年度	増員数	減員数	差し引き	主な増減の理由
一般行政部門	議 会	7	7	6	0	1	▲1	(減) 議会部門の体制見直し
	総 務	123	126	130	7	3	4	(増) 企画部門の業務増、総務部門の業務増、行政委員会の業務増、住民関連部門の補充 (減) 総務部門の不補充、戸籍等窓口部門の不補充、総務部門の体制見直し
	税 務	42	43	43	0	0	0	
	民 生	239	238	238	3	3	0	(増) 福祉事務所部門の欠員補充、保育所部門の欠員補充 (減) 自立相談支援事業の委託化に伴う体制見直し、民生部門の不補充、介護部門へ位置付け変更
	衛 生	57	56	57	2	1	1	(増) 公害部門の補充、公害部門の体制充実 (減) 保健センター部門の業務量見直し
	農林水産	11	11	11	0	0	0	
	商工労働	7	7	7	0	0	0	
	土 木	52	52	51	0	1	▲1	(減) 土木部門の業務量見直し
小 計	538	540	543	12	9	3		
特別行政部門	教 育	128	126	126	2	2	0	(増) 文化財保護部門の業務増、給食センター部門の補充 (減) 公民館部門の欠員不補充、幼稚園部門の欠員不補充
	消 防	163	160	160	0	0	0	
	小 計	291	286	286	2	2	0	
普通会計合計	829	826	829	14	11	3		
公営企業等会計部門	病 院	0	0	0	0	0	0	
	水 道	35	34	35	1	0	1	(増) 水道部門の補充
	下水道	14	14	14	0	0	0	
	その他	41	40	41	1	0	1	(増) 福祉事務所部門から位置付け変更
	小 計	90	88	90	2	0	2	
総 合 計	919	914	919	16	11	5		

※本表における「一般行政部門」は、国の統計による分類です。

■一般行政職の級別職員数（平成31年4月1日現在）

区 分	標準的職務	職員数	構成比
1級	他の級に属さない職務	39人	9.0%
2級	知識または経験を必要とする業務をする職員の職務	65人	15.0%
3級	副主任の職務	68人	15.7%
4級	係長の職務または係長の職務に相当する職務	151人	34.8%
5級	課長代理の職務または課長代理の職務に相当する職務	50人	11.5%
6級	課長の職務または課長の職務に相当する職務	38人	8.7%
7級	次長の職務または次長の職務に相当する職務	9人	2.1%
8級	部長の職務または部長の職務に相当する職務	14人	3.2%
合 計		434人	100%

※市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
※標準的職務とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名です。

■採用および退職の状況

採用（平成31年4月1日付）	退職（平成30年度中）
29人	27人

■勤務時間の状況（平成31年4月1日現在）

本庁勤務の一般職員	月～金曜日（休日は除く） 勤務時間：午前9時～午後5時30分（うち休憩時間45分）
-----------	--

■福利厚生状況（平成30年度）

個人掛け金	950円（月額）
市補助金	820円（月額）
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康ウォーキング</li> <li>生活資金貸付</li> <li>人間ドック補助金など</li> </ul>

●福利厚生状況  
地方公共団体は地方公務員法により、職員の福利厚生を実施することが義務付けられています。本市では、市職員福利厚生会において、福利厚生事業を実施しています。

■分限・懲戒処分状況（平成30年度）

処分の種類		処分者数
分限処分	免 職	
	休 職	9人
	降 任	
	降 給	
懲戒処分	免 職	1人
	停 職	
	減 給	1人
	戒 告	

■研修の状況（平成30年度）

名称・内容	講座数	受講者数
《市単独集合研修》 基本研修（新規採用職員研修、職階別研修ほか）	31件	2,195人
《講習会・説明会》講習会・説明会	2件	62人
《研修生・実習生受け入れ》 フィールドワーク、OB・OG訪問	2件	3人
《共同研修》中部都市研修協議会主催研修	11件	72人
《派遣研修》マッセOSAKA主催研修	47件	78人
《派遣研修》その他	19件	30人

■健康管理の実施（平成30年度）

事業内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>各種健康診断の実施</li> <li>産業医による健康相談の実施</li> <li>ハラスメント・メンタルヘルス相談の実施</li> <li>メンタルヘルス研修の実施</li> </ul>

●健康管理の実施  
職員が能力を発揮し、職務を迅速かつ的確に遂行するために、「市職員労働安全衛生管理規程」などに基づき、日頃の健康管理や快適な職場環境を確保するさまざまな事業を実施しています。

職員数などの状況

職員定数は、「職員定数条例」で定められており、その範囲内で職員を配置しています。また、地方公務員法の規

定に基づき、職務遂行能力の向上を図ることなどを目的として、毎年職員研修を実施しています。職員数などの状況は、表のとおりです。